

平成21年(ネ)第5763号

遺伝子組換え稲の作付け禁止等請求控訴事件

控訴人 山田稔 外12名

被控訴人 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

被控訴人準備書面(1)

平成22年4月9日

東京高等裁判所第20民事部 御中

被控訴人訴訟代理人弁護士 畑 中 鐵



同 弁護士 山 岸



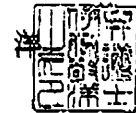
同 弁護士 大 塚 陽



同 弁護士 辻 崇



被控訴人訴訟復代理人弁護士 伊 藤 敬



目 次

第1 序

1 本件訴訟の意味

(1) 自然界にも日常的に存在するディフェンシブ..... 4

(2) 控訴人らの遺伝子組換え技術一般に対する不当な主観
的忌避観..... 4

(3) 控訴人らの本件訴訟提起の意図..... 6

(4) 本件訴訟のねじれ構造と控訴人らの思惑..... 7

(5) 本件訴訟への期待..... 9

2 本準備書面の目的..... 9

第2 本件訴訟の本質

1 本件訴訟の性質..... 10

2 「将来生ずる事象の予測」に関する行政裁量..... 11

3 本件栽培実験の安全審査の手法..... 13

4 農林水産大臣及び環境大臣による承認判断の合理性..... 16

5 小 括..... 17

第3 控訴の趣旨の変更について

1 緒 論..... 18

2 変更後の控訴の趣旨第1項の違法性等

(1) 制約が広範に失し法的根拠が存在しないこと..... 18

(2) 時機に後れた攻撃防御方法であること..... 19

(3) 小 括..... 21

3	変更後の控訴の趣旨第2項ないし第4項の違法性等	
(1)	変更後の控訴の趣旨第2項ないし第4項の内容	21
(2)	直ちに不適法却下されるべきものであること	
	ア 控訴の趣旨（請求の趣旨）自体の不適法	
	(ア) 被控訴人の自己決定権等を侵害するものであること	21
	と	
	(イ) 請求の範囲・内容が不特定で被控訴人の防御権を侵害するものであること	24
	(ウ) 法律上の争訟（裁判所法3条1項）に当たらないこと	
	と	
	a 自己の権利利益の保護救済を目的とするものではないこと 一般規とする権利と救済方法の不对応	25
	b 実質的に「単なる事実の存否の確認を求める請求」であること	28
	(エ) 不適法却下されるべきものであること	28
	イ 訴訟法上の不適法 一時機に後れた攻撃防御方法	
	(ア) 調査方法自体が有効に機能しないものであること	29
	(イ) 時機に後れた攻撃防御方法であること	31
	ウ まとめ	31
(3)	一見して理由がなく直ちに棄却されるべきものであること	32
(4)	小括	32
4	控訴人らの不当な訴訟追行	32

第1 序

1 本件訴訟の意味

(1) 自然界にも日常的に存在するディフェンシン

ア 本件で問題となっているカラシ菜ディフェンシン（以下「ディフェンシン」という）については、「漏出する・漏出しない」ということが、放射能とのアナロジーにおいてヒトの生命に危険を及ぼす有害極まりない物質のように書かれているが、ディフェンシン自体、そのような危険性は一切ないものである。

イ ディフェンシンは、カラシ菜が病害感染時などに大量に産生するものであるが、自然界では恒常的に何らかの病害感染の侵襲の危険性に晒されているのが通常であり、決して特異な状況においてのみ発現されるといったものではない。すなわち、「カラシ菜のお浸し」等、料理の食材として利用される際にもディフェンシンが含まれているケースが多いと考えられ、また、カラシ菜を切ったまな板やカラシ菜を茹でた鍋にも存在するものであり、ヒトが接触する機会も少なくなく、もとよりヒトの生命・健康に何ら影響を及ぼすものではない（なお、ディフェンシンは、カラシ菜などアブラナ科植物にとどまらず、多くの作物種・植物種が産生して普遍的に存在している物質である）。

(2) 控訴人らの遺伝子組換え技術一般に対する不当な主観的忌避観

ア 控訴人らは、ディフェンシン耐性菌なるものを抗生物質耐性菌になぞらえ、ヒトの生命健康に影響を与えるかのような喧伝を試みるが、（ディフェンシン耐性菌が発生し、これに対するカラシ菜の防御作用が機能しなかった結果、）「カラシ菜畑が病害で消失した」等といった話は察閲にして知らないし、（交差耐性により耐性を獲得した病原菌等

に対し、動植物のディフェンシンないしディフェンシン類似タンパクによる防御作用が機能しなかった結果、)「カラシ菜畑で動植物が大量に枯死・変死を遂げた」といったことも聞かないのであり、「ディフェンシン耐性菌なるものが動植物を枯死・変死させ、人類を滅亡させる」等といった仮説が空想上の産物にすぎないことは、常識を働かせれば容易に理解できるものである。

イ 控訴人らは、本件訴訟において、日常的に青果店に出回っているカラシ菜に含まれる、極ありふれた物質であるディフェンシンを「放射能」になぞらえ、また、ありもしないディフェンシン耐性菌なるものが出現するなどとしておどろおどろしく言い立て、「人類が滅亡する」等といった空想科学上の虚構を盛んに主張するが、前記アなどの事実を照らせば、これは遺伝子組換え技術一般に対する主観的忌避観によるものとも思われるのである。

そして、本件訴訟は、かような控訴人らの不合理な忌避観や嫌悪の感情を法的主張に仮装し、生命科学技術学界や科学技術行政の世界で受け入れられなかった自らの主張を司法の場で認めさせようという、一種の“運動”を行っているものではないか、との疑義を生じるところである。

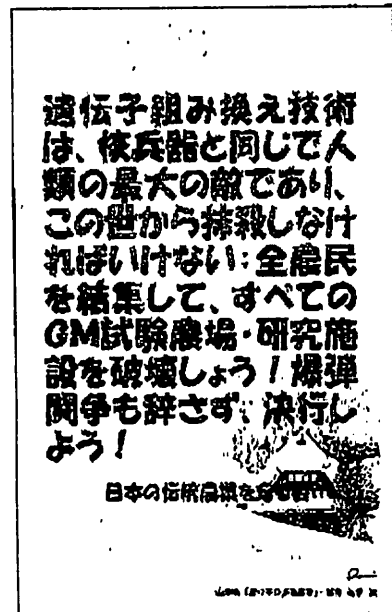
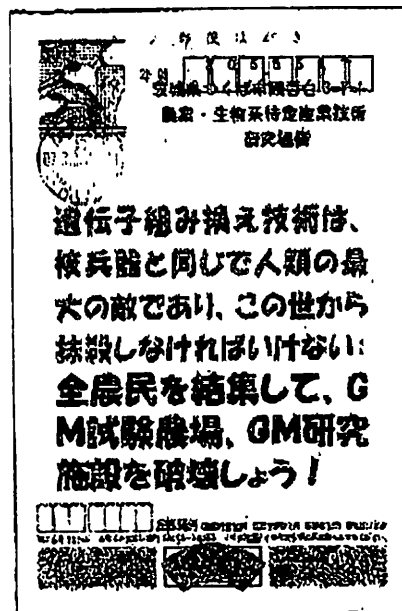
ウ しかしながら、控訴答弁書(83頁)で詳述したように「米国を始めとする主要な農業国では、遺伝子組換え技術が品種改良に積極的に利用され、1996年に遺伝子組換え作物の商業栽培が開始されて以降、特定の遺伝子を利用したトウモロコシ、ダイズ、ナタネ、ワタの4作物が急速に普及し、2007年には、栽培国は23カ国、総栽培面積は1億1千ヘクタールを超え」、続いて2009年には栽培国25

カ國（花卉作物のみの栽培国を除く）、総栽培面積1億3400万ヘクタールにまで普及・拡大し（乙117）、また、「我が国においても、海外で生産された遺伝子組換え作物が相当量輸入されており、すでに国民生活に深く浸透しているところ」であって、その安全性及び有用性が故に、遺伝子組換え技術は既に世界中に普及し広く一般的に実施・活用されているという事実を鑑みても、控訴人らの遺伝子組換え技術一般に対する認識ないし感情は、世界的な科学常識の支持するところではないものと言わざるを得ない。

（3）控訴人らの本件訴訟提起の意図

ア それにもかかわらず、遺伝子組換え技術を「悪魔の技術」、「死の技術」等という形で誤って捉え、このような科学的無理解と思い込みによる特定の思想傾向を背景に、これを一方的に敵視する一部団体が存在する（被控訴人は、現にこのような団体から脅迫されているため、脅迫状の一例（乙118）を以下に示す）が、生命科学技術学界の一般的理解からは、あまりにも異常な考え方として一切支持されていない。

【被控訴人に送りつけられた脅迫状の一例（乙118）】



イ 本件における控訴人らの思想的立場は不明であるものの、後述のとおり、「科学的に危険性があるのかは不明であるが、精神的苦痛を感じた」「今後、未来永劫、遺伝子組換え作物の実験はしてはならない」「危険であるか否かは被控訴人において調査せよ」等という一見して不合理な請求ないし主張をみる限り、また、本件訴訟には本質的に無関係な事柄である「生命科学や遺伝組換え技術一般に対する基本的視点」などを延々と書き連ねる訴訟進行態度をみる限り、科学的合理性と法的根拠に基づく正当な権利の実現を求めるといふより、自らの思想を喧伝する“運動”としての意義が高いのではないだろうか、との合理的な疑いを払拭し得ないのである。

(4) 本件訴訟のねじれ構造と控訴人らの思惑

ア もっとも、控訴人らとしては、自らの主張をより直截かつ明快に貫徹するのであれば、農林水産大臣及び環境大臣の行った遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下

「カルタヘナ法」という) 4条1項の承認(行政処分)の是非を争うべきであったのではないか、とも思料されるところである。

イ すなわち、「我が国の生命科学分野における最高権威を結集した組織によって、豊富なデータと最先端の知見を基礎に検証し、本件の野外実験栽培の安全性を最終的に確認したもの」が上記承認なのであり、「当該実験が危険か安全か」を論じるのであれば、控訴人らは、当該行政処分自体を争うことにより、豊富なデータと我が国の現代生命科学分野において最高の英知を有する科学者の知見を直接参照し、決定的かつ終局的な議論が出来たはずであるし、これが最も端的かつ直截な争い方であることも明らかである。

ウ しかるに、控訴人らは、あえて上記承認を争うことを全くせず、当該行政処分は公定力のみならず不可争力を有したため、我が国の公的取扱いにおいては、本件の野外実験栽培に対する承認につき二義を容れない形で適法性が確定するに至った。

エ そして、被控訴人としては、法に則り、適正手続を遵守し、適法性が確定した実験を厳格かつ慎重に実施したのであるが、行政処分を異議なく認めたはずの控訴人らが、突如として被控訴人をターゲットに「違法な野外実験栽培により受忍し得ない精神的苦痛を生じた」等と愁訴し、訴訟を提起したことについては、非常に困惑を覚えざるを得ない。

オ うがった見方かもしれないし、被控訴人自身、そのようなことはよもやあり得ないものと思いたいところであるが、控訴人らは、勝訴率が低く、人的資源・経済力・情報量等に圧倒的優位を誇る訟務検事を相手に戦うことを余儀なくされる行政訴訟を回避し、「紛争経験に乏し

く、またそのための人員や体制に不備のある被控訴人のような純然たる独立行政法人である一研究機関をターゲットにすることにより、「勝率を高める」という戦略に基づき、本件訴訟を提起したのではないか、という疑念を払拭できないところである。

カ 万が一、上記が事実であるとすれば、被控訴人としては、迷惑千万かつ由々しき事態であり、本来、正義・公平の實現の場である裁判手続を本来的ではない形で利用したものといえ、誠に残念であると言わざるを得ない。

(5) 本件訴訟への期待

ア 幸い、原審では、適正な形で裁判が進められ、入念な審理の下に至当な判断がなされたが、被控訴人としては、貴庁においても、控訴人側の科学を装った様々な喧伝に惑わされることなく、法的正義に基づき、適正な審理・判断がなされることを強く望むものである。

イ 以上が、本件全体についての被控訴人の認識ないし理解であるが、以下、控訴人らの主張に対して個別に反論等を行うものとする。

2 本準備書面の目的

- (1) 控訴人らは、今般、控訴人準備書面(1)ないし(3)を提出したが、その大半は、既済の議論を徒に蒸し返すものに過ぎず、被控訴人としては、原審判決を援用し、その反論とすることで足りるものと思料する。
- (2) もっとも、一部に、「これまで当然の前提とされてきた議論」を徒に掘り返すような記載が散見されるため、念のため、これに反論を付すこととした。
- (3) また、今般、控訴人らにより控訴の趣旨の一部の変更が試みられたが、当該変更は重大な問題点を多数含むものであるため、被控訴人は、本書

をもって、この点に関する反論を提出するものである。

- (4) なお、控訴人らが提出した各控訴人準備書面において、ディフェンシン耐性菌問題に関する既済の議論の蒸し返しにすぎない記載の中にも「科学的知見に照らして明らかに不当ないし誤った議論」が多数存在しているため、被控訴人は、念のため、これらの点に関する反論を準備しているところであり、追って、後日、準備書面を提出する予定である。

第2 本件訴訟の本質

1 本件訴訟の性質

- (1) 本件訴訟は、控訴人らが、「水田水中に常時大量に漏出したディフェンシンが大量の耐性菌を生じせしめ、植物、さらには動物に悪影響を及ぼし、人類を滅ぼす」（以下「人類滅亡仮説」という）などという事態が発生する具体的危険に直面しており、あるいはこれによって受忍し得ない精神的損害を被ったとして、被控訴人に対し、被控訴人実施にかかる平成18年度遺伝子組換えイネ（以下、「本件GMイネ」という）の第一種使用等（カルタヘナ法2条4項。以下「本件栽培実験」という）の差止め（「控訴の趣旨」変更前）と精神的損害の賠償を求めた事案である。
- (2) しかしながら、本件栽培実験開始から約4年を経過したものの、控訴人らが主張するようなディフェンシン耐性菌による人類の滅亡が起きていないことは争いようがない事実であるし、それどころか、人類滅亡仮説によればディフェンシン耐性菌の出現により最初に被害を受けるべきカラシ菜が「ディフェンシン耐性菌により枯れ始めた」などといった事実もない。

- (3) かえって、控訴人らは、当初、『ディフェンシン耐性菌により人類が滅びる』という具体的危険に直面したからこそ、受忍し得ない精神的損害を被った旨主張していたにもかかわらず、今般、「控訴の趣旨」第2項を「ディフェンシン耐性菌が出現するか分からないので、被控訴人のほうで調査せよ」との旨に変更するに至り、『ディフェンシン耐性菌により人類が滅びる』という危険に直面していないこと」や「精神的損害など一切被っていないこと」を自認しているような状況である。
- (4) このように、少なくとも「現在の、あるいは既に発生した事実の有無の検証」としては、控訴人らの請求を根拠づける事実が存在しないことが明らかであり、本件訴訟は、実質上、人類滅亡仮説という「将来生ずる事象の予測」を審理の対象とするものとなっていると言える。
- (5) そして、本件の「将来生ずる事象の予測」の審理においては、高度に科学的・専門的な知見や検討を要するものであることは当事者間にも争いがなく、実際に両当事者から専門的知見が多数提出されている。
- (6) したがって、本件訴訟においては、高度に科学的専門技術的判断に基づく「将来生ずる事象の予測」が問題となっている。

2 「将来生ずる事象の予測」に関する行政裁量

- (1) このように、本件では、「人類滅亡仮説の実現」という結果が発生していないことは争う余地のない事実であるから、結果についての因果関係ではなく、科学的専門技術的判断に基づく「将来生ずる事象の予測」が問題となっているところ、「その予測について法律は第一次的判断権を行政庁に与えており、この行政庁の判断を裁判所が審査する、という構造をとっている点で、通常の損害賠償事件と異なる」（塩野宏「行政法Ⅰ〔第四版〕」（以下「塩野行政法Ⅰ」という）有斐閣、119頁）の

であり、「この点については、安全性という事実問題それ自体に裁量を認めるのが判例（同頁）である。

（なお、この点は、「すでに原子炉発電施設の設置許可に関し、下級審判決に現れていたが（高松高判昭和五九・一二・一四行裁例集三五巻一
二号二〇七八頁、水戸地判昭和六〇・六・二五行裁例集三六巻六号八四
四頁）、伊方原発事件で最高裁判所自体認めるところとなった」（同頁）
ものである。）

(2) すなわち、控訴人らが援用を試みる伊方原発訴訟判決は、

右審査においては、原子力工学はもとより、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断が必要とされるものであることが明らかである。そして、規制法二四条二項が、内閣総理大臣は、原子炉設置の許可をする場合においては、同条一項三号（技術的能力に係る部分に限る。）及び四号所定の基準の適用について、あらかじめ原子力委員会の意見を聴き、これを尊重してしなければならないと定めているのは、右のような原子炉施設の安全性に関する審査の特質を考慮し、右各号所定の基準の適合性については、各専門分野の学識経験者等を擁する原子力委員会の科学的、専門技術的知見に基づく意見を尊重して行う内閣総理大臣の合理的な判断にゆだねる趣旨と解するのが相当である。

と判示しているところ、カルタヘナ法も、

ア 遺伝子組換え生物等の第一種使用等をしようとする者に対し、「六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金」（カルタヘナ法39条）との刑罰をもって、「その第一種使用等に関する規程（以下「第一種使用規程」という。）を定め、これにつき主務大臣の承認を受け（る）」

(同法4条1項本文) ことを義務付け、

イ 当該承認申請があった場合には、主務大臣は、必ず、主務省令で定めるところにより「生物多様性影響に関し専門の学識経験を有する者(以下「学識経験者」という。)の意見を聴かなければならない(同条4項)と規定しているのであり、

最高裁判所の上記判断に照らせば、控訴人らが今般差止めを求めている遺伝子組換え生物等の第一種使用等の「安全性という事実問題それ自体」(塩野行政法Ⅰ、119頁)についても、「専門の学識経験を有する学識経験者の科学的専門技術的知見に基づく意見を受けた主務大臣の合理的な判断」、すなわち農林水産大臣及び環境大臣の専門的行政裁量に委ねられているのである。

(8) この点については、カルタヘナ法が、主務大臣による申請に対する承認の要件として、「野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれがある影響その他の生物多様性影響が生ずるおそれがないと認めるとき」(同法4条5項)という、判断者に一定の裁量を認めざるを得ない抽象的な規定を設けていることから明らかであるものと言える。

3 本件栽培実験の安全審査の手法

(1) そして、本件のように、科学的専門技術的判断に基づく「将来生ずる事象の予測」が問題となっている場合について、最高裁判所は、前記伊方原発訴訟判決において、「裁判所が、安全審査をした被告行政庁と同一の立場に立って原子炉施設の安全性について審理し、その結果と当該処分とを比較して判断するという方法(実体的判断代置方式)によるのではなく」(「最高裁判所判例解説民事篇平成4年度」、421頁)、「安全性の判断については行政庁の専門技術的判断に裁量を認めた上で、

『裁判所の審理、判断は、原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の専門技術的な調査審議及び判断を基にしてされた被告行政庁の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきであ』るとし、これを敷衍して、裁判所は具体的審査基準の不合理性、原子力委員会若しくは原子炉安全専門委員会の調査審議および判断の過程の看過し難い過誤、欠落の審査をすべきものとし(て) (塩野宏「行政法Ⅱ【第四版】」有斐閣、143ないし144頁) いる。

(2) したがって、本件栽培実験の安全性判断、すなわち人類滅亡仮説の肯否については、カルタヘナ法が規定する「野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれがある影響その他の生物多様性影響が生ずるおそれがないと認めるとき」(同法4条5項) という審査基準が不合理なものとは言えず、「学識経験者の専門技術的な意見」(同法4条4項) がなされる過程にも看過し難い過誤・欠落がない場合には、これに基づく農林水産大臣及び環境大臣の「本件栽培実験を承認する旨の判断」に何らの不合理な点も存しないものと言うべきである。

(3) なお、念のため付言するに、控訴人らは、前記の伊方原発訴訟判決を援用して立証責任の転換を主張し、同判決と本件とでは危険の内包の有無や危険の性質といった本質的な部分において全く事柄が異なる点についても「一般論と具体論を対比しているため、対比のやり方がおかしい」(控訴人準備書面(3)第2)などと論難する。

しかしながら、伊方原発訴訟判決においては、具体論としても「具体的な『伊方発電所原子炉』という施設の内部に『放射性物質』が蓄積されていることが明らかとなっており、この具体的な『放射性物質』が、具体的に人体に危険であることも明らかとなっている」ことから容易

に分かるとおり、「一般論・具体論」などは表現上の問題に過ぎず、同判決と本件との本質的な相違点は、以下のように明白である。

	伊方原発訴訟判決	本 件
議論されている漏出物質	放射性物質 ・ 放射能	ディフェンシン
物質の危険性	ヒトの生命・健康に悪影響を及ぼすことが明らか。	ディフェンシンは、カラシ菜料理や、カラシ菜を調理した包丁、まな板、鍋等に存在し、日常、ヒトが食しているものであり、危険性はない。
危険発生具現化のプロセス	放射性物質・放射能が施設外部に漏出した場合には、人類に悪影響を与えることが公知となっている。	全く不明。 なお、控訴人らは、人類滅亡仮説(*)なるものを根拠とするようである。 *「人類滅亡仮説」の内容： ① 本件GMイネの内部で、ディフェンシンが常時、大量に産生される。 ② 常時、大量に産生されるディフェンシンが、本件GMイネの体内から常時、大量に流出する。 ③ 本件GMイネから外部に流出したディフェンシンは、自然界において既に存在する他のディフェンシンとは全く異なるものである。 ④ 本件GMイネから流出したディフェンシンが水田水中で様々な菌と恒常的に接触し続けることにより、ディフェンシン耐性菌が出現する。 ⑤ 出現したディフェンシン耐性菌は、本件栽培実験の圃場の外部に流出する。 ⑥ 圃場の外部に流出したディフェンシン耐性菌が、圃場の外部でも増殖する。 ⑦ 圃場外部で増殖したディフェンシン耐性菌が、生産者である控訴人らの栽培するイネに被害を与える。 ⑧ 圃場外部で増殖したディフェンシン耐性菌は、全人類及び全生物の健康及び生命に重大な被害を与える。
争点	内包されていることが確実な重大な危険について、コントロールできているかどうか争点。	危険が内包されているか自体が不明で、コントロール以前の問題。

したがって、控訴答弁書第2. 3 (3) ウ (ア) (22頁以下) で詳述したとおり、両者は危険の内包の有無や危険の性質といった本質的な部分において全く事情が異なるものであるから、(立証責任の点については) 本件における援用の基礎を全く欠くのである。

(なお、控訴人らは、控訴人準備書面 (3) 第2. 2 (3) (7頁) に記載の伊方原発訴訟判決との比較において、少なくとも、本件GMイネにかかる具体論としては、「『本件GMイネ産生ディフェンシン耐性菌』の存在が公知でないこと」、「同ディフェンシン耐性菌の人類への悪影響が公知でないこと」、「同ディフェンシン耐性菌の危険性が歴史的にも証明されていないこと」を自認している。)

4 農林水産大臣及び環境大臣による承認判断の合理性

- (1) この点、控訴理由書並びに控訴人準備書面 (1) ないし (3) を子細に検討しても、カルタヘナ法4条5項に規定される遺伝子組換え生物等の第一種使用等に対する承認の具体的審査基準が不合理である旨を指摘する主張は一切なく、当該審査基準が合理的なものであることについては争いがない。
- (2) そして、「本件栽培実験に対し、カタルヘナ法に則って、適法に、学識経験者の専門技術的な意見に基づく農林水産大臣及び環境大臣による承認がなされた事実」については、控訴答弁書第2. 4 (2) (28頁) で述べたとおり、本件訴訟に先行する仮処分申立事件 (以下「仮処分申立事件」という) の原審決定においても「手続的違法が存しない」旨の判断がなされ、かつ、貴庁 (東京高等裁判所) においても、抗告審で同様の判断が、許可抗告審で控訴人らの抗告を許可しない旨の決定が、それぞれなされ、さらに、最高裁判所における特別抗告審においても我

が国の司法府の最終判断として上記の各判断が維持されているのであり（乙1ないし4）、原判決も「実体的にも手続的にもカタルヘナ法違反の事実はないというべきである」（原判決第3. 4（1）19頁）と明確に判示している。

- (3) この点については、控訴人ら自身も、「原告ら（註：控訴人ら）は、二審の審理を『耐性菌問題』に絞り、それについて真の争点を明確にし、（控訴理由書第7. 2（35頁、下から8ないし7行目）などとして「耐性菌問題」以外の点は審理の対象から外すことを自ら要望しており、「本件栽培実験に対し、カタルヘナ法に則って、適法に、学識経験者の専門技術的な意見に基づく農林水産大臣及び環境大臣による承認がなされた事実」を実質的に争わない旨表明するに至っている。

5 小括

したがって、（立証責任の事実上の転換の是非をさておくとしても、）控訴人ら主張の人類滅亡仮説の肯否という科学的専門技術的判断に基づく「将来生ずる事象の予測」については、本件栽培実験を承認した農林水産大臣及び環境大臣に行政裁量が認められるのであり、本件では、農林水産大臣及び環境大臣の承認判断に裁量権の逸脱・濫用があったと評価すべき事実はないから（「カタルヘナ法に則って、適法に、学識経験者の専門技術的な意見に基づく農林水産大臣及び環境大臣による承認がなされた事実」については、仮処分申立事件における最高裁判所の判断や原判決でも確認され、控訴人ら自身も実質的に争わない旨表明するに至っている）、控訴人らは「人類滅亡仮説」なる具体的危険に直面していないと言わざるを得ず、控訴人らの請求を棄却した原判決には何らの違法も存しないのである。

第3 控訴の趣旨の変更について

1 緒論

控訴人らは、前回期日（平成22年1月25日）において、貴庁より「控訴の趣旨第2項につき、取り下げることも含めて検討願いたい」との訴訟指揮を受け、今般、控訴人準備書面（3）第1にて変更を試みているが、以下のとおり、いずれも重大な問題を包含するものであり、直ちに却下ないし棄却されるべきである。

2 変更後の控訴の趣旨第1項の違法性等

(1) 制約が広範に失し法的根拠が存在しないこと

ア 変更後の控訴の趣旨（以下「新請求」という）第1項は、単に「被控訴人は、カラシナ又はその他のアブラナ科植物由来のディフェンシン遺伝子を挿入したイネの野外実験栽培をしてはならない」とのみ記載している。

すなわち、新請求第1項は、時間的・場所的制限やその他の条件を一切付しておらず、例えば「被控訴人が、100年後に、稲作はもちろん農業など一切行われていないような絶海の孤島で行う野外栽培」までをも例外なく画一的かつ包括的に差し止めるのである。

イ しかしながら、控訴人らは単に「被控訴人が、将来にわたって、カラシナ又はその他のアブラナ科植物由来のディフェンシン遺伝子を挿入したイネの野外実験栽培を行う可能性を否定できないから」あるいは「人格権（安全なコメー安全性の承認されていないGMイネと交雑していないコメーを食する権利、多種多様な生物が共存する中で生活する権利、耐性菌の出現により健康をおかされることなく健康に生活する権利といった内容を持つ人格権）」（控訴人準備書面（3）第1.

2(3)(4頁、下から7ないし3行目)などと述べるのみで、いかなる事実をいかなる法規範に当てはめることで上記のような「被控訴人の学問の自由(憲法23条)等の重要な基本的人権を広範かつ包括的に制約する効果」が認められるのか全く不明であり、法的根拠が存在しないものと言わざるを得ない。

また、人格権を根拠とするのであれば、「本件栽培実験に特定されていた変更前の控訴の趣旨第2項をはるかに凌駕する重大かつ広範な制約が、前記のような理由だけで認められるはずがないこと」は一見して明白であり、主張自体失当である。

(2) 時機に後れた攻撃防御方法であること

ア だからといって、仮に、広範かつ包括的に過ぎる新請求第1項に関して、「いかなる条件で行われるいかなる野外栽培であれば禁止され、あるいは禁止されないのか」を審理・検討することになれば、原審において鑑定実験の実験条件の策定に僅に1年以上を要した経緯に照らしても、今後さらに長期間を要することになるのは確実な状況であり、「訴訟の完結を遅延させる」(民事訴訟法157条1項)ことは火を見るより明らかである。

イ また、本件GMイネと控訴人らが新請求第1項で新たに追加した「その他のアブラナ科植物由来のディフェンシン遺伝子を挿入したイネ」とではディフェンシンの産生状況や特性も全く異なるのであり、後者に関する野外栽培の差止めの是非の判断には新たな事実や科学的知見の審理・検討が必要となるから、この点においても、今般の控訴の趣旨の変更は「訴訟の完結を遅延させる」ものと言わざるを得ない。

ウ そして、今般の控訴の趣旨の変更は実質的に訴状記載の請求の趣旨

第1項の変更にはほかならないところ、被控訴人は、原審において、平成20年1月11日付「準備書面(37)」等において、「被告における平成18年度遺伝子組換えイネ実験は、いわゆるカルタヘナ法外関係諸法令の手続をいずれも踏襲し、全て終了している。したがって、原告ら請求の趣旨1「被告は、平成18年4月から被告の北陸研究センター(所在地—新潟県上越市稲田1-2-1)に付設された高田圃場において予定しているカラシナ由来のディフェンシン遺伝子を挿入したイネの実験栽培をしてはならない」については、既に訴えの利益が消滅している」旨指摘しており、控訴人らは本件栽培実験の行われていた高田圃場を視察するなどして容易に終了の事実を確認できたことも考慮すれば、遅くとも1か月後の平成20年2月11日ころまでには変更を申し出るべきであったのに、漫然とこれを放置したものであって、故意あるいは重大な過失に基づくものと言わざるを得ない。

エ かような事情に照らせば、「控訴審トシテハ第一審ニ於ケル訴訟手続ノ経過ヲモ通観シテ以テ其ノ時機ニ後レタルヤ否ヤヲ決スベキ法意ナリト解スルヲ相当トス左レハ当事者ガ第一審ノ口頭弁論ニ出頭シ居リテ其ノ弁論終結以前ニ提出シ得ヘカリシ攻撃防御ノ方法ヲ控訴審ニ至リ始メテ提出シタルトキハ仮令其ノ提出ガ控訴審ニ於テハ口頭弁論ノ初頭ニ為サレタリトスルモ尚時機ニ後レタルモノタルコトヲ免レサル(註:[要旨]控訴審としては、第一審における訴訟手続の経過をも通観して時機に後れたか否かを決すべきであり、第一審の口頭弁論に出頭しながら、そこで提出することのできた攻撃防御方法を控訴審に至って初めて提出したときは、仮に控訴審においては口頭弁論の初頭になされたとしても時機に後れたものであることは免れない)」(大審院

昭和8年2月7日判決)ものである以上、控訴人らによる今般の控訴の趣旨の変更は、時機に後れた攻撃防御方法として直ちに却下されるべきである(民事訴訟法297条、157条1項)。

(3) 小括

このように、新請求第1項は、法的根拠が不明か、あるいは主張自体失当であり、しかも時機に後れた攻撃防御方法に該当するものと言わざるを得ないから、直ちに却下あるいは棄却されるべきなのである。

3 変更後の控訴の趣旨第2項ないし第4項の違法性等

(1) 変更後の控訴の趣旨第2項ないし第4項の内容

ア 控訴人らは、新請求第2項ないし第4項(以下「新請求第2項等」という)において、被控訴人に対し、控訴人準備書面(3)別紙(一)に記載の方法で、高田圃場及び控訴人らの一部が所有する各農地につき、ディフェンシン耐性のいもち病菌の存在の有無を確認するよう求めているようである(以下「耐性菌調査実験」という)。

イ しかしながら、新請求第2項等若しくは当該変更は、以下の理由から直ちに却下ないし棄却されるべきである。

(2) 直ちに不違法却下されるべきものであること

ア 控訴の趣旨(請求の趣旨)自体の不違法

(ア) 被控訴人の自己決定権等を侵害するものであること

a 被控訴人は、農業及び食品産業に関する技術上の総合的な試験及び研究等を行うことにより、農業及び食品産業に関する技術の向上に寄与すること等を目的とする独立行政法人であるが、その性質上、「いかなる事業ないし活動を行い、あるいは行わないか」という私的事項について自ら決定する自由(自己決定権。憲法13条等)、

あるいは「調査・研究を行う自由」とともに“消極的な学問の自由”とも言うべき「特定の調査・研究を行わない自由」（憲法23条）を有している。

- b そして、新請求第2項等は、単に控訴人らが被ったと主張する損害の金銭的賠償を求め、あるいは何らかの行為の差止め等の不作為を求めるにとどまるものではなく、被控訴人の意思を圧迫し、自己決定権を侵害する度合いがはるかに高い「作為」を強制するものである。

しかも、新請求第2項等は、「作為の強制」の中でも、単に「動産や建物の除去」等の“高度の精神的作用を伴わない作業”を求めるものにとどまらず、「ディフェンシブ耐性菌の出現の有無の調査」という高度の学術的・専門的な精神的作用を必要とする「調査・研究」なる活動を強制するものであって、「農業及び食品産業に関する技術の向上のための調査・研究の実施」を本分とする被控訴人の意思を強度に圧迫するものであり、学問の自由を不当に侵害するものと言わざるを得ない。

- c また、「控訴人が指定する時期と地点」（控訴人準備書面（3）別紙（一））等の要素の設定次第では、実験の規模が膨大なものとなり、法人としての運営に重大な支障を来すおそれが高く、被控訴人の自己決定権（憲法13条等）や営業の自由（憲法22条1項）等を侵害するものであり、それはすなわち、「農業及び食品産業に関する技術上の総合的な試験及び研究等を行うことにより、農業及び食品産業に関する技術の向上に寄与するとともに、民間等において行われる生物系特定産業技術に関する試験及び研究の促進に關す

る業務を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化に資するほか、近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うことにより、農業を担う人材の育成を図ることを目的とする」(独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法4条1項)被控訴人の公益的な事業運営等が著しく阻害されることにより、国民全体の損失をも引き起こすものと言える。

さらに言えば、被控訴人は、法人としての目的や事業等が民主的正当性を有する国会により作られた法律によって厳格に規制され、その活動の在り方についても、民主的コントロールに服する農林水産省による監督を通じて国民に奉仕することが予定されているところ、法律に定められず、また、行政にも説明できない特定の実験、しかも、調査すべき範囲が不明確で予測可能性がなく、かつ、多大な時間やコストを要するものを、特定の者の申立てにより強制されることは、この意味においても憲法上の問題を生じかねないものである。

- d なお、控訴人は、新請求第4項において代替執行の可能性を示唆しているが、謝罪広告請求事件に関する最高裁判所昭和31年7月4日判決の裁判官田中耕太郎補足意見が「判決の内容に関し強制執行が債務者の意思のみに係る不代替行為として間接強制によるを相当とするかまたは代替行為として処置できるものであるかというようなことは、本件の判決の内容が憲法一九条の良心の自由の規定に違反するか否かを決定するために重要ではない。かりに本件の場合に名誉回復処分が間接強制の方法によるものであつたにしてもしかりとする。謝罪広告が間接にしろ強制される以上は、謝罪広

告を命ずること自体が違憲かどうかの問題が起ることにかわりがないのである。さらに遡つて考えれば、判決というものが国家の命令としてそれを受ける者において遵守しなければならない以上は、強制執行の問題と別個に考えても同じ問題が存在するのである。」と述べているように、代替執行の可否は、新請求第2項ないし第3項が違憲かどうかの判断には影響はない。

e したがって、新請求第2項等は、被控訴人の自己決定権ないし(消極的な)学問の自由を侵害するため、控訴の趣旨(請求の趣旨)それ自体に重大な違憲・違法があり、「訴えが不適法でその不備を補正することができないとき」と言わざるを得ないから、直ちに不適法却下されるべきである(民事訴訟法297条、140条)。

(イ) 請求の範囲・内容が不特定で被控訴人の防御権を侵害するものであること

a さらに、新請求第2項及び第3項は、耐性菌調査実験の方法として、控訴人準備書面(3)別紙(一)で「控訴人が指定する時期と地点において」実施するよう求めているが、「いかなる時期に、いかなる地点において実施するか」は(耐性菌調査実験の実効性確保の点でも、被控訴人が負担することになるコストの大小の点でも、)訴訟手続内において慎重に議論されるべきものであるし、このような「被控訴人が負担すべき債務の範囲が合理的に限定されているとは言い得ない請求」は、被控訴人(被告)が防御の目標を定めることを不可能ならしめるものとして、被控訴人の訴訟法上の防御権を違法に侵害するものと言わざるを得ない。

b したがって、新請求第2項等は、被控訴人の訴訟法上の防御権を

侵害するため、控訴の趣旨（請求の趣旨）それ自体に重大な違法があり、「訴えが不適法でその不備を補正することができないとき」と言わざるを得ないから、直ちに不適法却下されるべきである（民事訴訟法297条、140条）。

(ウ) 法律上の争訟（裁判所法3条1項）に当たらないこと

a 自己の権利利益の保護救済を目的とするものではないこと

—根拠とする権利と救済方法の不对応

(a) また、被控訴人は本件栽培実験によりディフェンシン耐性菌など出現し得ないことを主張しているものであるが、仮に控訴人らの主張どおり当該耐性菌が出現するものとした場合、控訴人ら自身が、「危険を防止するには、本件栽培実験の中止しか方法はなく」（訴状19頁、18ないし19行目）、「回復不能の損害を蒙らせる」（同頁、下から8ないし7行目）ものであり、「正直言って、控訴人は耐性菌問題に対する有効な原状回復の方法を提示することが不可能」（控訴人準備書面（3）4頁、2ないし3行目）だと認めているように、耐性菌調査実験の実施は控訴人らの何らの救済にもならないものである。

(b) すなわち、仮に耐性菌調査実験によって控訴人らの主張するディフェンシン耐性菌なるものが発見された場合でも、それが広く大量に増殖して人類や動植物の滅亡を招くようなことはない以上、「人類滅亡仮説なる危険の具現化」とは全く異なるものであり、単に「ディフェンシン耐性菌なるものが発見された」という中立的な事実が確認されるのみで、控訴人らが請求の根拠とする権利・利益は一切救済されない。

他方で、仮に控訴人らによる人類滅亡仮説なる主張が正しいとするならば、控訴人らが自ら「有効な原状回復の方法を提示することが不可能」だと認めているとおり、新請求第2項等が認容されることが控訴人らにとって何の救済になるのか全く不明であり、何らの紛争の解決にもならないことが明らかであるばかりでなく、かえって、「ディフェンシン耐性菌が発見された事実」は控訴人らが本件訴訟で賠償を請求している精神的損害を拡大する意味しか有し得ないのである。

控訴人らが根拠とする権利等	ディフェンシン耐性菌の出現が確認された場合	ディフェンシン耐性菌が発見されなかった場合
人格権(※1) (差止請求及び耐性菌調査実験請求部分)	発見されたディフェンシン耐性菌なるものが広く大量に増殖して人類や動植物の滅亡を招くことはなく、人類滅亡仮説の具現化に直結するものではない。 また、仮に控訴人らによる人類滅亡仮説なる主張が正しいとした場合でも、(控訴人らによれば)「有効な原状回復の方法を提示することが不可能」であり、控訴人らの人格権の何らの救済にもならない。	控訴人らが立証したはずの「人類滅亡仮説なる具体的な危険」の不存在が判明し、差止請求及び耐性菌調査実験請求に理由がなかったことが明らかとなる。
人格権(※1) (精神的損害の賠償請求部分)	精神的損害が拡大する。	人類滅亡仮説が単なる空想に過ぎなかったことが確認され、精神的損害が消失する。
所有権 (差止請求及び耐性菌調査実験請求)	発見されたディフェンシン耐性菌なるものが広く大量に増殖して人類や動植物の滅亡を招くことはなく、人類滅亡仮説の具現化に直結するものではない。 また、仮に控訴人らによる人類滅亡仮説なる主張が正しいとした場合でも、(控訴人らによれば)「有効な原状回復の方法を提示することが不可能」であり、控訴人らの所有権の何らの救済にもならない。	控訴人らが立証したはずの「人類滅亡仮説なる具体的な危険」の不存在が判明し、差止請求及び耐性菌調査実験請求に理由がなかったことが明らかとなる。

※ 控訴人らは、人格権の具体的内容として、「安全なコメ-安全性の承認されていないGMイネと交雑していないコメ-を食する権利、多種多様な生物

が共存する中で生活する権利、耐性菌の出現により健康をおかされることなく健康に生活する権利といった内容を持つ人格権」(控訴人準備書面(3)第1. 2(3)(4頁、下から7ないし3行目)と述べる。

(c) さらに、言い換えれば、耐性菌調査実験の実施が控訴人らの救済に若干の意味を持ち得る局面と言え、上記のとおり、「ディフェンシン耐性菌が発見されなかった場合(精神的損害の賠償請求部分)」のみであるから、控訴人らは、今般の控訴の趣旨の変更によって、自身も「ディフェンシン耐性菌など存在しない」と予測していることを暴露するに至ったものとさえ言えるのである。

(d) このように、新請求第2項等は、根拠とする権利と救済方法が対応しておらず、本件の紛争解決にも一切資することのないものであり、自己の実体的権利の実現ないし紛争の解決を真摯に目的とするものとは言えないものである。

そして、かような請求は、「自己の権利利益の保護救済を目的とするものということとはできないから、法律上の争訟として当然に裁判所の審判の対象となるものではなく、法律に特別の規定がある場合に限り、提起することが許される」(最高裁判所平成14年7月9日判決)ところ、そのような法律の規定は一切存在しない。実際に、控訴人準備書面(3)を子細に検討しても、単に「彼らの人格権侵害のみならず端的に財産権侵害を回復する必要があるから」(4頁、下から13ないし12行目)と述べるのみで、他に「いかなる法的根拠・法的構成によって、かような不合理な請求が根拠付けられるか」を明らかにする記載は一切不見当である。

- (e) したがって、新請求第2項等は、「法律上の争訟」(裁判所法3条1項)に該当しない。
- b 実質的に「単なる事実の存否の確認を求める請求」であること
- (a) また、このような「根拠とする権利と救済方法が対応しておらず、本件の紛争解決にも一切資することのないような請求」は、実質的には、『何らの科学的な合理的根拠もない“遺伝子組換え技術に対する主観的忌避観”に基づいて、自ら創出した人類滅亡仮説なる空想の肯否を確認したい』との思いから、『ディフェンシン耐性菌の存在』という単なる客観的事実の確認を求めたもの』と言わざるを得ない。
- (b) そして、法律に特別の規定がない限り「単なる事実の存否の主張は、原則として許されない(例外：法〔註：民事訴訟法〕134条)」(『民事訴訟法講義案(改訂補訂版)』司法協会、69頁)ところ、新請求第2項等は、(民事訴訟法134条に規定される証書真否確認の訴えに該当しないことは明らかであるから、)この意味においても「法律上の争訟」(裁判所法3条1項)には該当しないのである。
- (エ) 不適法却下されるべきものであること
- 以上のように、新請求第2項等は、控訴の趣旨(請求の趣旨)それ自体が、被控訴人の憲法上の基本的人権や訴訟法上の権利を違法に侵害し、あるいは「法律上の争訟」(裁判所法3条1項)に該当せず訴えの利益を欠くものとして不適法なものであるから、直ちに却下されるべきである(民事訴訟法297条、140条)。

イ 訴訟法上の不適法 一時機に後れた攻撃防御方法

(ア) 調査方法自体が有効に機能しないものであること

a また、控訴人らが求める耐性菌調査実験は、その調査方法自体が科学的に不適切で「ディフェンシン耐性菌のいもち病菌が存在するかどうか」の確認として有効に機能しないものであって、新請求第2項等は「調査の有効性や方法論等を綿密に検討した上で提出されたもの」ではないことが明らかであり、単なる“思いつき”を述べたに過ぎないものであると言わざるを得ないため、以下に詳述する。

b 控訴人らは、耐性菌調査実験の方法としてスライドガラス捕集法を指定しているが、この手法は「ガラス版に接着剤を塗布し、そこに付着したいもち菌分生孢子を顕微鏡下でカウントし、発生予察等に用いる方法」であり、いもち菌分生孢子は乾燥に弱く、1週間はおろか数日でも乾燥により死滅する可能性が高いため、(カウントするだけなら生きている必要はないものの、)控訴人らの求めるように「(寒天培地を用いた検査実験のために)生きた状態で回収すること」は實際上不可能と言える。

すなわち、新請求第2項等には、「いかにして生菌を回収するか」という耐性菌調査実験の本質的な部分に関する実験方法が全く示されていないのである。

c また、スライドガラス捕集法によりいもち病菌の収集を試みた場合、いもち病菌も収集出来る可能性はあるものの、その他の糸状菌の孢子をはじめ、多種多様なバクテリアや花粉、更にはゴミなど、膨大な量の多種多様な「耐性菌調査実験の成功を阻害する不要物」が不可避免的に混入するため、「これらの混入不要物の中から、いか

なる方法により、いもち病菌の分生孢子のみを分取するのかが、耐性菌調査実験にとって本質的な問題である。

そして、バクテリアに関してはかような分取の目的に用いることができる選択培地が知られているところであるが、いもち病菌ではその様な培地は存在せず、控訴人らの主張するような「いもち病菌のみの分取」は事実上不可能と言わざるを得ない。

d さらに、控訴人らの設定した耐性菌調査実験の手法には、実験結果の評価方法についても、以下のとおり致命的な欠陥がある。

(a) 第一に、詳細な実験条件が示されておらず、「ディフェンシン投入による生育への阻害反応がどの程度あれば、新たに出現した耐性と判断するのか」が全く示されてない。換言すれば、何をもって感受性又は非感受性（抵抗性）とするかの基準が示されておらず、「ディフェンシン耐性のいもち病菌が存在するかどうか」との実験結果の評価が不可能なのである。

(b) 第二に、一口に「いもち病菌」といっても、その系統は様々であり、いもち病菌の系統ごとにディフェンシンへの感受性（効きやすさ）は同じではない可能性も想定されるにもかかわらず、控訴人らの設定した耐性菌調査実験の手法には、この問題（実際の抵抗性ではなく、元々の感受性に一定の幅があること）をどのように評価すべきなのかが全く示されていない。すなわち、実験のベースライン並びにコントロールについての具体的な評価基準が一切なく、「ディフェンシン耐性のいもち病菌が存在するかどうか」との実験結果の評価が不可能である。

(c) 第三に、そもそも控訴人らの設定した耐性菌調査実験の手法

には調査規模が一切示されていないため実験の範囲が設定できず、仮に実験を行なったとしてもその結果の評価を結論できない。すなわち、ディフェンシン耐性菌が検出されなかった場合に、「調査規模の不足が原因である」、「さらに調査規模を拡大すべき」等と際限なく要求され、永久に調査実験を続けざるを得なくなるという可能性が否定できないのである。

- e このように、控訴人らの求める耐性菌調査実験は、調査方法自体が科学的にも有効に機能しないものであり、この意味でも、新請求第2項等は、何ら控訴人らの救済にならないものと言わざるを得ないのである。

(イ) 時機に後れた攻撃防御方法であること

そして、仮に訴訟手続内において「科学的な実験として成り立ち得る耐性菌調査実験の実施方法」を審理・検討することになれば、原審において鑑定実験の実験条件の策定に優に1年以上を要した経緯に照らしても、年単位の長期間を要することになるのは確実な状況であり、前記2(2)同様、控訴人らは遅くとも平成20年2月11日ころまでには変更を申し出るべきであったのに、故意あるいは重大な過失により漫然とこれを放置したものであって、控訴人らによる今般の控訴の趣旨の変更は、時機に後れた攻撃防御方法としても直ちに却下されるべきなのである(民事訴訟法297条、157条1項)。

ウ まとめ

したがって、新請求第2項等は、控訴の趣旨(請求の趣旨)それ自体に重大な濫憲・濫法を包含し、もしくは訴えの利益を欠くものとし

て不適法却下されるべきであり、また、時期に後れた攻撃防御方法としても直ちに却下されるべきなのである。

(3) 一見して理由がなく直ちに棄却されるべきものであること

また、以上のとおり、新請求第2項等は、被控訴人の自己決定権や(消極的な)学問の自由等の基本的人権ないし訴訟上の防御権等を不当に侵害し、あるいは自己の権利利益の保護救済を目的としない不合理な請求であることから、いかなる理由によっても根拠付けられ得るものではないのは自明であり、一見して理由がないことが明らかであるから、直ちに棄却されるべきなのである。

(4) 小括

したがって、新請求第2項等は、直ちに却下ないし棄却されるべきである。

4 控訴人らの不当な訴訟追行

(1) このように、変更後の控訴の趣旨は、いずれも「法律的にも事実的にも全く根拠がないこと」が極めて明白なものと言わざるを得ず、控訴人らは、前回期日(平成22年1月25日)において貴庁より「控訴の趣旨第2項につき、取り下げることも含めて検討願いたい」との訴訟指揮を受け、本来は訴えの利益が失われたことが自明なものとして当然に取り下げるべきものであったのに、何とかこれを維持するために無理にでも不自然な請求を捻出したのであって、控訴人ら自身も「法律的にも事実的にも全く根拠がないこと」を十分に認識しながら、あえて今般の控訴の趣旨の変更を敢行したものとは考えられない状況である。

(2) そして、かような「自身の権利の実現や救済を求めること」を本旨とすべき裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠く控訴の趣旨

の変更により、被控訴人は、これに応じて多大な費用と労力をかけて反論しなければならないという重大な損害を被ったのである。

- (3) また、今般のような控訴人らの「とりあえず主張等を提出し、不利になってきたら取り替えばよい」との訴訟追行態度は、被控訴人が原審においても再三指摘しているところであり（平成21年5月1日付被告準備書面（44）「第2 原告らの立証活動が模索的証明として許されないこと」参照）、今般の控訴の趣旨の変更に至って、控訴人らのこうした模索的な訴訟追行方法が立証活動にとどまらず請求のレベルにまで及んできたのであり、被控訴人の防御権の保障、応訴の負担、訴訟経済及び迅速な裁判の観点からも、訴訟上の信義則（民事訴訟法2条）に悖るものと言わざるを得ない。
- (4) したがって、控訴人らによる今般の控訴の趣旨の変更は、法律上も認められないものであるばかりか、実質的にも被控訴人に重大な損害を被らせるものとして、直ちに却下ないし棄却されるべきである。

以上